

業務の運営に関する規程

事業所名 イーバリュー株式会社

第1 求 人

- 1 本所は、第4の5に記載してある取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、第4の5に記載してある取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込は、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

第3 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職者の方を求人者に紹介する際には、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行って頂きます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取扱います。

4 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることを理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

5 本所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。

ただし、以下の該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

○若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者

6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和2年 7月 16日
イーバリュー株式会社

個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業部とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者渡山夏代とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者渡山夏代とする。

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-302233

事業所の名称及び所在地

イーバリュー株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 5-28

桜通豊田ビル 18F 1801 号室